

平成 29 年 3 月 24 日
 財務局建築保全部
 技術管理課

東京都建築、電気設備、機械設備工事標準仕様書の改定について

1 工事標準仕様書について

- ・東京都の工事における標準的な仕様を規定するものである。
- ・各工事の具体的な仕様については、標準仕様書を基本に各工事の特記仕様書で定める。

2 改定の経緯

- ・建築、電気設備及び機械設備の各工事標準仕様書は、社会情勢の変化、関係法令、各種規格、基準等の改正及び材料・施工技術の革新等に対応すべく、平成 14 年 4 月版から 3 年サイクルで改定してきた。(現行は平成 26 年 4 月版)
- ・その後も、仕様の標準化、新技術、新工法の開発が進むと共に、環境負荷低減、事故防止対策などから、建築基準法をはじめとする関係法令、規格等が改正された。
- ・一方、国土交通省においては、平成 18 年 3 月の関係省庁連絡会議において、公共建築工事標準仕様書等の統一基準の改定周期を 3 年とすることが決定された。直近では、平成 28 年 4 月に最新の公共建築工事標準仕様書が改定された。
- ・都として、こうした動きに的確に対応するため、建築、電気設備及び機械設備工事標準仕様書を平成 29 年 4 月版として改定する。

3 改定方針

(1) 品質管理の向上及びコスト縮減に資する仕様の標準化【改定分類①】

適切な品質管理及びコスト縮減を行うため、施工方法や設置機器の合理性・妥当性を検討し、工事仕様の標準化・合理化を行う。

(主な改定内容)

【建築】

- ・平成 28 年 4 月版建築工事特記仕様書に記載した杭工事の品質管理に関する内容を、工事標準仕様書に移動した。

【電気設備】

- ・架空配線の施工方法の合理化及び施工品質の向上を図るため、施工が容易で確実なケーブル保持ができる部材であるラッシングロッドの規定を設けた。
- ・電気自動車用充電設備のキャビネットを製造者標準に変更し、仕様の合理化を図った。

【機械設備】

- ・地中配管接合部の施工品質の向上を図るため、プラスチックテープ 2 回巻きに変更した。
- ・ファンコイルユニット用エアフィルターを製造者標準に変更し、仕様の合理化を図った。

(2) 地球環境等への配慮【改定分類②】

環境負荷低減に資する工法及び材料の選定、省エネ・省資源の対応、揮発性有機化合物を放散する材料の規制、合法木材の使用、地球環境保全及び生活環境の向上への対応を行う。

(主な改定内容)

【建築】

- ・コンクリートに関する告示等改正に伴い環境物品である再生骨材 H、エコセメントを追加した。

【電気設備】

- ・新設する照明器具は、蛍光灯器具を除外し環境負荷低減に資するLED照明のみの記述とした。
- ・制御盤の電動機回路において、環境負荷低減に資するトップランナーモータ対応の規定を設けた。

【機械設備】

- ・フロン冷媒を使用する空調機器等の施工中の環境保全を考慮し、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」を関係法令として追加した。
- ・木質バイオマス燃料を使用した熱源機器として、木質バイオマスボイラーの規定を追加した。

(3) 関係法令、各種基準・規格等への整合【改定分類③】

建築基準法、建築基準法施行令、その他関係法令の改正、JIS及びJASS等の規格の改廃に伴い、必要な見直しを行う。

(主な改定内容)

【建築】

- ・JASS5改正に伴い、片持小梁及び片持ちスラブの下端筋の直線定着長を長くする規定を修正した。
- ・特定天井に関する関係法令の改正や告示の公布・施行を踏まえ、特定天井を軽量鉄骨天井下地工事の適用範囲から除くことを明記した。

【電気設備】

- ・JIS規格改正に伴い、LED照明に関する規格を追加した。
- ・構内情報通信網のインターフェース規格として新たにイーサネット規格を追加した。

【機械設備】

- ・JIS規格改正に伴い、配管材料、保温材、衛生器具等を見直した。
- ・JIS規格改正に伴い、誘導電動機の低圧トップランナーモータの規定を追加した。
- ・消防法施行令の改正に伴い、屋内消火栓設備として広範囲型2号消火栓の規定を追加した。

(4) 技術革新への対応及び施工実態の反映【改定分類④】

各局工事主管課、建設業団体及び材料製造業団体等からの情報や意見をもとに、新技术及び施工実態等に適切に対応するため、必要な見直しを行う。

(主な改定内容)

【建築】

- ・鉄筋工事における溶接継手の普及実態を踏まえ、溶接継手に関する記載を新たに追加した。
- ・外壁改修工事におけるエポキシ樹脂注入工法の施工実態を踏まえ、総量管理とする旨を記載した。

【電気設備】

- ・施工実態や製造業団体等からの情報に基づき、内燃機関の燃料消費率の数値を見直した。
- ・メーカー製品仕様等に基づき、ケーブルの曲げ半径の数値を見直した。

【機械設備】

- ・医療ガス「手術機器駆動用空気」を用いた設備は採用実績が無いため、関連規定を削除した。
- ・採用実績を考慮し、床暖房の規定を追加した。

(5) 都の重要施策、震災対策、安全対策等への対応【改定分類⑤】

都の重要施策、震災や安全対策へ適切に対応するため、必要な見直しを行う。

(主な改定内容)

【建築】

- ・特記仕様書に記載のある、環境物品の使用推進に関する内容を、工事標準仕様書へ移動した。

【電気設備】

- ・「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」改定に伴い、ケーブルラックの耐震支持等の規定を強化した。
- ・建物の防災設備を施工中も稼働させて置くための「仮設備」を新たに規定し、安全対策へ適切に対応するための必要な見直しを行った。

【機械設備】

- ・昇降機設備の耐震施工に関する規定を見直した。
- ・「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」改訂に伴い、形鋼振れ止め支持の規定を強化した。

4 主な改定箇所（軽微なものは省略）

(1) 建築工事

章	改定内容	改定分類
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳等の整備の規定を見直し 過積載防止対策マニュアルとの整合を図った 試験機関の取り扱いについて整理 建退共について誤解を生じない記載に改めた 環境物品使用推進の詳細について特記仕様書から工事標準仕様書へ移動 	③ ③ ④ ④ ②⑤
第2章 仮設工事	—	—
第3章 土工事	—	—
第4章 地業工事	<ul style="list-style-type: none"> 杭の施工記録等の整理を行い、確認を受ける内容の規定を特記仕様書から工事標準仕様書へ移動 既成コンクリート地業について、国土交通省の告示に基づいて実施する内容を新たに規定 	①⑤ ③⑤
第5章 鉄筋工事	<ul style="list-style-type: none"> 片持小梁及び片持スラブの下端筋の直線定着長を長くする改定が行われたことを受け、当該規定を修正 溶接継手を新たに追加 	③ ④
第6章 コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> 構造体コンクリート強度について、表現を見直し 型わく及び支柱の取り外しに関する基準（昭和46年建設省告示第110号）の改正を受けて、「型枠の存置期間」の規定にコンクリートの圧縮強度をコンクリートの温度測定により計算する方法を追加 コンクリート強度に関する基準（昭和56年建設省告示第1102号）の改正を受けて、「構造体コンクリート強度の推定試験」の規定に標準養生供試体を用いる場合を追加 国土交通省告示第814号の施行を受けて、「再生骨材H」および「エコセメント」を追加 	③ ③ ③ ②③
第7章 鉄骨工事	<ul style="list-style-type: none"> 試験と検査の文言を整理 「スタッドの仕上り精度」の規定にカラーの状態を追加し、「外観検査」にカラーの試験方法を追加 	③ ③
第8章 C B、A L C、押出板工事	・押出成形セメント板は、原則欠き込み等を行わない規定に修正	③
第9章 防水工事	<ul style="list-style-type: none"> 改質アスファルトシート防水では露出工法ではトーチ工法が主流のため、AS-J1を削除 合成高分子系ルーフィングシート防水にエチレン酢酸ビニル樹脂系ルーフィングシートを張り付ける屋内保護密着工法を新たに規定 ゴムアスファルト系塗膜防水について、種別Y-1は地下外壁防水、種別Y-2は屋内防水に適用することを明記 	①④ ①⑤ ①
第10章 石工事	—	—
第11章 タイル工事	・密着張りにおける目地の工法について、なお書きで	①④

	規定していた目地詰めを行うことを標準とした	
第 12 章 木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率の規定を国の仕様書に合わせて明記 ・心材の耐久性区分 D1 の樹種の心材を用いた集成材については削除 ・防腐・防蟻処理のために使用する JIS K 1571 に適合する表面処理用木材保存剤については同等の薬剤の対象を明確化 	①③ ④ ①
第 13 章 屋根及びとい工事	—	—
第 14 章 金属工事	<ul style="list-style-type: none"> ・特定天井については軽量鉄骨天井下地工事の適用範囲から除くことを明記 	③
第 15 章 左官工事	—	—
第 16 章 建具工事	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム製建具のサッシの取付けについて、溶接以外のねじ等で固定する工法を追加 	①④
第 17 章 カーテンウォール工事	—	—
第 18 章 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境に配慮し亜鉛めっき鋼面さび止め塗料の種別を見直して塗料中の鉛フリー化を実現 ・施工実態に適切に対応するため耐候性塗料塗り（D P）及び木部保護塗料塗り（W P）を新たに規定 	②④ ①④
第 19 章 内装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・複合フローリングの板幅については、流通状況を反映し、A種は板幅 75mm, 90mm の併記、C種は板幅 303mm に修正 ・フローリングブロックのモルタル埋込に工法について削除 	④ ④
第 20 章 ユニット及びその他の工事	—	—
第 21 章 外構工事	<ul style="list-style-type: none"> ・現場 CBR について新たに規定 	①③
第 22 章 植栽及び屋上緑化工事	—	—
第 23 章 防水改修工事	—	—
第 24 章 外壁改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・手動式及び機械式エポキシ樹脂注入工法について、ひび割れごとに使用した注入量を測定することが困難であるため、総量を測定する規定に見直し 	④⑤
第 25 章 建具改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内用防火シャッター又は防煙シャッターの保護装置として可動座板式を追加 	④⑤
第 26 章 内装改修工事	—	—
第 27 章 塗装改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境に配慮し亜鉛めっき鋼面さび止め塗料の種別を見直して塗料中の鉛フリー化を実現 ・施工実態に適切に対応するため耐候性塗料塗り（D P）及び木部保護塗料塗り（W P）を新たに規定 	②④ ①④
第 28 章 耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工事を新たに規定 	①

[備考]

- ・改定箇所のない場合及び改定箇所が軽微な場合、「—」とした。

(2) 電気設備工事

編	改定内容	改定分類
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の特記仕様書に記載されている項目について標準仕様であるものを取り込んだ ・「施工の立会い」のうち、各編共通となるものについて一表にまとめた ・用語の統一を図った 	③ ③ ③
第1編 総 則	<ul style="list-style-type: none"> ・「過積載の防止」について、搬入機械等にも適用できる表現にした ・「施工中の安全確保」について、火災の防止措置を明確にした ・「環境への配慮」について、関係規定を明示した ・「環境により良い自動車の利用」の改定に対応した ・電線類の施工性、市場流通性を配慮し、品目の削除追加を行った ・「地業工事」について、砂利は、再生クラッシャランを優先する表記とした 	③ ⑤ ② ② ④ ②
第2編 電力設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明に関する新規格を追加した ・照明器具及び非常用照明器具について、LEDを主体とした ・照明制御装置について仕様を実態に適合させた ・分電盤等について、重金属を使用しない塗装前処理を新規追加した ・使用実績が少ないOA 盤の規定を削除した ・制御盤の電動機回路の規定についてトップランナーモータに対応した ・制御盤の配線方式についてEM電線を対象としていない規格を削除した ・電気自動車用充電設備のキャビネットの仕様は、製造者標準仕様とした ・電気自動車用充電設備の制御回路用保護装置について、制御盤で定める規格によることとした ・雷保護設備の新規規格を追加した ・接地端子箱について、屋外仕様を規定した ・ケーブルラックの耐震支持等について「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」に対応した 	③ ②④⑤ ④ ②④ ④ ②④⑤ ② ①④ ①④ ③ ⑤ ⑤
第3編 受変電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧機器の絶縁距離のうち変圧器については、防振ゴムの有無にかかわらず変位幅を規定した ・低圧零相変流器用試験端子の記述を削除した ・盤内照明は、盤ごとに設ける旨規定した ・高圧リアクトルの温度種別について、JIS規格に対応した 	⑤ ①④ ⑤ ①④

第4編 電力貯蔵設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 「総則」は、不用であるため削除した 「電力平準化用蓄電装置」について規定した 「分散電源エネルギー・マネジメントシステム」について規定した 	— ④⑤ ④⑤
第5編 発電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 内燃機関の燃料消費率を、実態に適合させた 「燃料電池発電装置」を新規に規定した 太陽光発電に使用する直流用 SPD（避雷器）について規定した 低圧配電線に連系する太陽光発電用三相パワーコンディショナの標準形能動的単独運転検出方式が規格化されたので、新規に規定した 制御スイッチに使用するタッチパネルに対応した 機器銘版の表示項目について整理した 「小形燃料電池発電装置」を新規に規定した 施工の試験について、発電設備の負荷試験は、実負荷により動作を確認することとした 	④ ②④ ⑤ ④⑤ ①④ ①⑤ ②④ ①②
第6編 通信・情報設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 通信用 SPD（避雷器）の仕様を規定した 周囲条件は、設計事項であるため、削除した 構内情報通信網のインターフェース規格は、イーサネットに統一した 広域網インターフェースの旧規格について削除した 通信路の暗号化だけでなく、暗号化ファイルの送受信を行うプロトコル等についても規定した 市場にない製品（PoE パッチパネル）の仕様を削除了した AMアンテナは、不用のため規定を削除した 監視カメラのネットワーク伝送方式について、高解像度（HD）カラー方式を規定した 駐車場官制装置の検知器について、超音波センサ式を規定した ケーブルの曲げ半径について、実態に適合させた UTPケーブルの配線長について、改定JIS規格に対応した 架空配線に使用するラッシングロッドを規定した 	①⑤ ① ③ ③ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④ ①④
第7編 中央監視制御設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ランプチェックの方式について設計事項であるので削除した 周囲条件は、設計事項であるため、削除した 	④ ①
第8編 医療関係設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 非接地電源の施工について規定した 施工の立会いについて規定した 	④ ④
第9編 改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 養生範囲・方法について明記した 撤去時の有害物質への対応について明記した 防災設備の仮設備について規定した 	⑤ ⑤ ⑤

(3) 機械設備工事

編	改定内容	改定分類
第1編 一般共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳等の整備の規定を見直し ・過積載防止対策マニュアルとの整合を図った ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」を関係法令等に追加 ・工事実績情報の変更登録の規定を明記 ・機材の検査に伴う試験について、対象機材を追加 	③ ③ ②③ ③ ③
第2編 共通工事	<ul style="list-style-type: none"> ・引用規格について、日本塗料工業会規格を追加 ・JIS 等の規格改正に伴い、配管材料・配管継手・配管付属品等を一部見直し ・量水器（パルス式）に温式の記載を追加 ・スリーブ用材料を明記 ・地中埋設配管接合部の腐食防止対策を強化 ・ポリエチレン管の接合方法を追加 ・溶接作業環境について呼吸用保護具の着用を明記 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」の改定に伴い、横走り管の形鋼振れ止め支持の適用範囲を見直し ・埋設配管の埋戻し材料として再生砂を追加 ・冷媒配管の試験について、関係法令を追加 ・JIS 改正や使用実態を考慮し、保温材料を見直し ・保温しない空調用配管に断熱材被覆銅管を追加 ・さび止め塗料の規格を見直し ・JIS 改正により、誘導電動機の低圧トップランナーモータの規定を追加 ・制御及び操作盤が付属される機器として、木質バイオマスボイラーを追加 	③ ③ ① ① ① ⑤ ③⑤ ②③ ②③ ③ ① ③ ③ ②
第3編 給排水衛生設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS 改正に伴い、衛生器具に関する表現を見直し（和風大便器→和風便器・洋風便器→大便器 等） ・大便器用便座の標準仕様を温水洗浄便座に変更（併せて温水洗浄便座に関する仕様を追加） ・関係法令等改正に伴い、消防設備に関する引用基準を見直し ・温水発生機等に木質バイオマスボイラー（真空式及び無圧式温水発生機）の仕様を追加 ・関係法令等改正に伴い、広範囲型 2 号消火栓の仕様を追加 ・関係法令等改正に伴い、消火栓に使用するホース使用圧力を見直し ・電化厨房機器に関する基準を追加 ・関係法令等改正に伴い、給湯設備の転倒防止措置について追加 ・スプリンクラーヘッドの天井取付要領を追加 	③ ① ③ ② ③ ③ ③ ③ ③ ③

第4編 ガス設備工事	・バルク貯槽の仕様及び関係法令を追加 ・フレキ管継手のJIS規格を追加	③ ③
第5編 空気調和設備工事	・温水発生機において木質バイオマスボイラー（真空式及び無圧式温水発生機）の仕様を追加 ・チーリングユニットにおいて、「モジュール形」という表現を追加 ・ファンコイルユニットにおいて、エアフィルター仕様を製造者標準仕様に見直し ・パッケージ形空気調和機において、構成機器の具体的な仕様を追加 ・マルチパッケージ形空気調和機の外気処理ユニットにおいて、熱交換器エレメントの仕様を明記 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の成績係数について、「東京都環境物品等調達方針」の定めによる旨追記 ・床暖房に関する仕様を追加	② ① ① ① ⑤ ④
第6編 自動制御設備工事	・制御方式において、調節部の記載を追加 ・調節部において、温度調節部の動作隙間・比例帯の数値を見直し ・電源装置において、キャビネット収納のタイプについて追加 ・印字装置において、電子写真方式をレーザー方式に変更 ・アンシエータにおいて、中央監視制御装置との接続方法について記載 ・インターホンにおいて同時通話方式である旨追記 ・配線の施工において耐震支持に関する記載を追加	① ① ① ① ① ⑤ ③⑤
第7編 昇降機設備工事	・乗場の三方枠、戸及びかごの戸の材質において、「JIS G 3302」を追加 ・設計用震度の耐震安全性分類をS14、A14に変更し、建築基準法施行令及び昇降機技術基準の解説2014年版と整合 ・エスカレーター電動機において、始動電流実効値の数値を見直し	③ ③⑤ ③
第8編 機械式駐車設備	・油圧配管において、定格圧力に対する安全率を明記 ・自動車の出入口最小有効寸法において、柱等の障害となる部分についての寸法を追加 ・安全装置において、「機械式駐車場技術基準」の表現と整合	③ ③ ③⑤

第9編 医療ガス設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・手術機器駆動用空気は採用実績がなく、今後採用の可能性がないと判断し仕様書から削除 ・JIS 規格で示した材質等について、同等品の採用も可能とした ・医療ガス配管設備諸元表において、JIS 最新版の数値と整合 ・圧縮空気供給装置の本体の材質（JIS 規格）を追加 ・区域別遮断弁において、複数の弁を同じ箱に設置する場合について追記 ・配管施工において、電食保護範囲、管内凍結防止策を明記 ・各種検査圧力、保持時間の数値に「以上」を追加 	④ ③ ③ ③ ① ① ③
第10編 淨化槽設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・現場施工型浄化槽の試験において、工期外の試験内容を削除 ・ユニット型浄化槽の基礎仕様において、再生クリッシャランを追加 	① ②
第11編 改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・配管施工において 65A 以上の逆止弁について明記 ・地中埋設配管接合部の腐食防止対策を強化 ・ハロンの回収方法について追記 ・関係法令の改正に伴い、冷媒の回収方法等について見直し 	① ① ②③ ②③